

平成19年7月24日
東北農政局

「知的財産相談窓口」の設置について

農林水産省では、平成18年2月に農林水産省知的財産戦略本部を設置し、農林水産分野の知的財産に関する課題や対応方策について総合的に検討をし、平成19年3月に農林水産省の知的財産に関する総合的な戦略として、「農林水産省知的財産戦略」を策定しました。

農林水産業の現場や地域において、本戦略に基づく施策の円滑な推進と知的財産に係る知識の普及・意識啓発の促進、知的財産の活用を目指し、関係省庁（東北経済産業局）と連携を図った知的財産に関する相談窓口を、下記のとおり設置しましたのでお知らせします。

記

1. 窓口の名称 「知的財産相談窓口」
2. 設置場所 東北農政局企画調整室内
3. 連絡先 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1
電話：022-263-1111(代表)(内線4080、4259)
FAX：022-217-2382
問合せメールフォーム（東北農政局のホームページをご覧ください。）
4. 受付方法 電話、FAX、郵便、問合せメールフォーム
5. 受付時間 9時から17時
(電話での相談は、月～金の12時15分～13時、土・日・祝日を除く。
なお、FAX、郵便、問合せメールフォームでの受付は常時可)

【問い合わせ先】

東北農政局 企画調整室
担当：紺野(4080)、安藤(4259)
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1
TEL 022-263-1111 (代)
FAX 022-217-2382

知的財産相談窓口を開設しました!

～知的財産で農林水産物に付加価値を!!～

東北農政局では、農林水産分野で「知的財産」を活用し、競争力の強化、地域の活性化を図ろうとする農林漁業者・団体等の相談を受け付けています。

知的財産相談窓口

東北農政局 企画調整室
企画官(総括)、調整第1係

〒980-0014
仙台市青葉区本町3丁目3番1号
(仙台合同庁舎)
TEL 022-263-1111(内4080, 4259)

知的財産で農林水産業に付加価値を!

農林水産業・食品産業をめぐる状況

- 経済のグローバル化と競争の激化
- 我が国の農林水産業の担い手の減少
- 地球温暖化、気候変動、人口増加による食料難など、新たな課題

「知的財産」は、
・付加価値の創造
・産業の高度化
・新しい課題への対応
を可能とし、今後ますます重要です。

農林水産分野の「知的財産」

- ・植物新品種
- ・動物等の遺伝資源
- ・農林水産業の技術・ノウハウ
- ・機能性食品の製造技術
- ・農産物、地域食品等の商標、ブランド 等

農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化には、「知的財産」を継続的に生み出し、経済的価値に活用する必要があります。

農林水産分野の知的財産に関する相談窓口

組織名	TEL/FAX
相談窓口 東北農政局 企画調整室 企画官(総括) 調整第1係	022-263-1111(内4080, 4259) / 022-217-2382 問合せメールフォーム(東北農政局のホームページをご覧ください。)
特許・地域団体商標等の知的財産権制度に関する相談 東北経済産業局 特許室	022-223-9730 / 022-262-5906

農林水産省では、平成19年3月に知的財産に関する総合的な戦略「農林水産省知的財産戦略」を策定しました。
農林水産省の知的財産・地域ブランドの情報はhttp://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/titekizaisan/index.html をご覧ください。